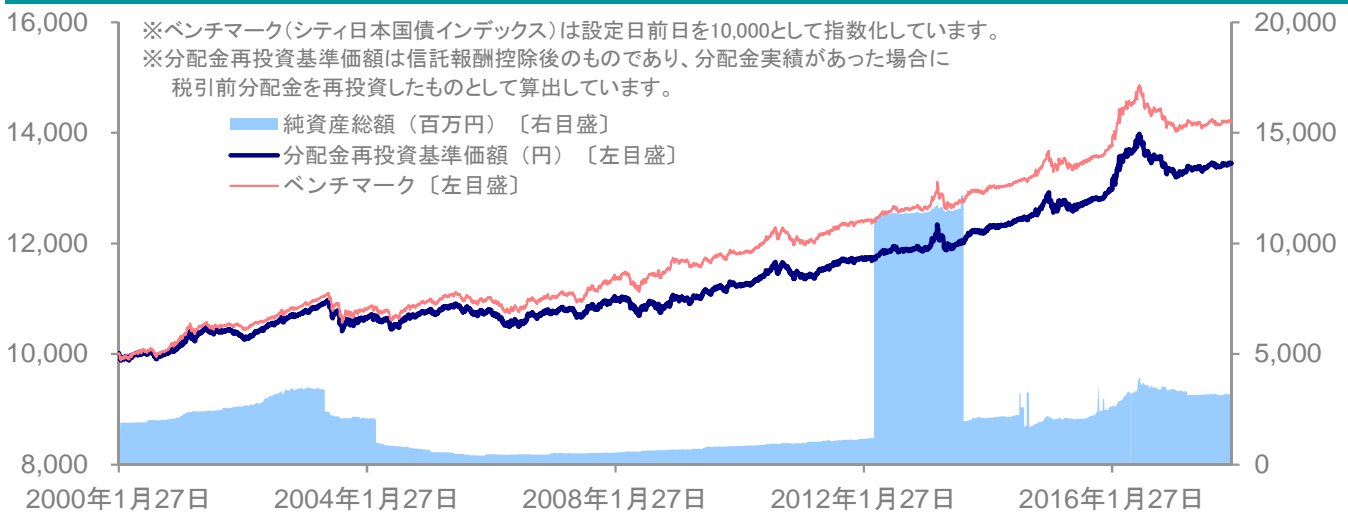


## 明治安田日本債券ファンド 《愛称》ホワイトウィング 追加型投信/国内/債券

### ファンドの投資方針・特色

- わが国の公社債を主要投資対象とする「明治安田日本債券マザーファンド」への投資を通じて、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
- 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
- シティ日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果をあげることを目標に運用を行います。  
※ シティ日本国債インデックスは、日本の代表的な国債のパフォーマンスを時価総額加重平均で表しています。シティ日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

### 基準価額と純資産総額の推移



### ファンド概況

#### 【概要】

設定日	2000年1月28日
信託期間	無期限
決算日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	後述の「ファンドの費用・税金」参照

#### 【基準価額および純資産総額】

	2017年11月末	2017年12月末
基準価額(円)	11,681	11,695
純資産総額(百万円)	3,202	3,334

#### 【信託財産の状況】

	2017年11月末	2017年12月末
国内債券	98.06%	96.81%
金銭信託等その他	1.94%	3.19%
組入銘柄数	69	68
修正デュレーション	10.10年	10.32年
残存年数	10.82年	11.00年
複利最終利回り	0.61%	0.62%
直接利回り	0.95%	0.92%

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比です。

※ ファンドの複利最終利回りおよび直接利回りは実際の投資家利回りとは異なります。

※ 「修正デュレーション」、「残存年数」、「複利最終利回り」は、繰上償還可能日を基準に計算しています。

#### 【基準価額の騰落率】

	ファンド	ベンチマーク	差
1カ月前比	0.12%	0.10%	0.02%
3カ月前比	0.38%	0.40%	△0.02%
6カ月前比	0.76%	0.62%	0.14%
1年前比	0.69%	0.20%	0.49%
3年前比	5.26%	5.16%	0.10%
設定来	34.46%	42.18%	△7.72%

※ 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

#### 【分配金の実績】

第13期 '13年1月	第14期 '14年1月	第15期 '15年1月	第16期 '16年1月	第17期 '17年1月	設定来 累計
80	60	100	60	40	1,460

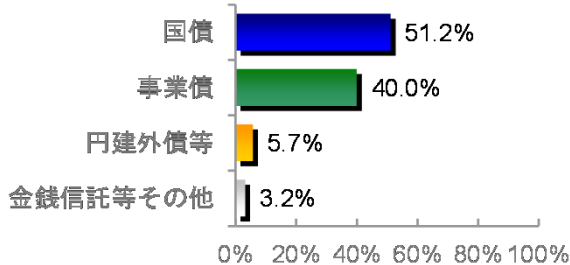
※ 分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)

※ 分配金は増減したり、支払われないことがあります。

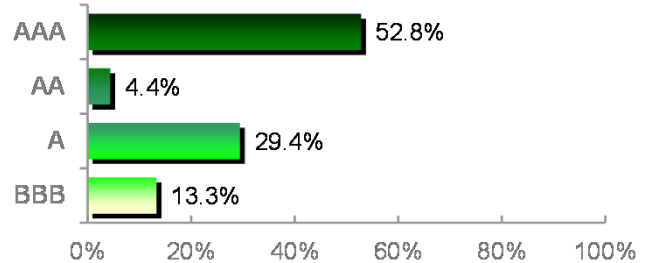
## 明治安田日本債券ファンド 《愛称》ホワイトウィング 追加型投信/国内/債券

### 組入債券の状況

#### 【債券種類別組入状況】



#### 【格付別組入状況】



※ マザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比  
※ ユーロ円債は円建外債に含めています。

※ 格付は、Moody's、S&P、R&I、JCRが付与した格付のうち上位格付を採用。上記比率は、マザーファンドにおける組入債券の評価額合計に対する割合。

#### 【組入上位10銘柄】

	銘柄名	利率	償還日	債券種類	比率
1	第349回利付国債10年	0.100%	2027年12月20日	国債	4.95%
2	第158回利付国債20年	0.500%	2036年 9月20日	国債	3.32%
3	第149回利付国債20年	1.500%	2034年 6月20日	国債	3.23%
4	第382回利付国債2年	0.100%	2019年11月15日	国債	3.23%
5	第155回利付国債20年	1.000%	2035年12月20日	国債	3.19%
6	第1回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付)	2.500%	2021年12月17日	事業債等	2.93%
7	損害保険ジャパン日本興亜第3回劣後債	1.060%	2027年 4月26日	事業債等	2.84%
8	第6回三菱UFJフィナンシャル・グループ無担保永久社債(劣後特約付)	1.120%	2023年1月15日	事業債等	2.84%
9	住友生命保険相互会社第2回A号劣後債	0.840%	2021年 6月29日	事業債等	2.82%
10	第161回利付国債20年	0.600%	2037年 6月20日	国債	2.64%

※ マザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

※ 繰上償還条項が付与されている銘柄の償還日は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

### 運用経過・今後の運用方針について

#### <市場動向>

国内債券市場で長期金利は、日銀による将来の金融政策の方向性や、2018年度の国債発行計画が目立ったものの、方向感に欠ける展開となりました。10年国債利回りは前月末比で小幅に上昇しました。

#### <運用経過>

デュレーションは、金利のレンジ推移を見込み、逆張りを中心としたポジション調整を行いました。イールドカーブについては、定量モデルに基づくポジションや、年限間の割高割安に着目したポジションを保有しました。月末時点のポートフォリオ全体の残存期間構成は「1~3年アンダーウェイト、3~5年オーバーウェイト、5~7年アンダーウェイト、7~10年オーバーウェイト、10年超アンダーウェイト」としました。クレジットについては、キャリー収益強化の観点から、事業債、円建外債のオーバーウェイトを維持しました。

当ファンドのパフォーマンスは、ベンチマーク対比+0.02%となりました。金利選択効果は、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略ともに小幅プラス寄与となりました。クレジットについては、事業債、円建外債のオーバーウェイトを主因に、種別戦略、銘柄選択効果ともにプラス寄与となりました。信託報酬等はマイナス要因となりました。

#### <今後の投資方針>

デュレーションは、12月末時点ではやや短めとしておりますが、定性・定量分析結果に基づき、ベンチマーク比±10%以内で調整致します。期間選択は、定量モデルの示唆に加え、年限間の割高割安に着目してコントロール致します。また、一般債の入替えはクレジット・アナリストによる信用リスク判断を基に選別的に実施していく方針です。

## 投資リスク

### ■ 基準価額の変動要因

明治安田日本債券ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内の債券等、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。

**したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### <主な変動要因>

債券価格変動 リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## 投資リスク

### ■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。  
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。 ※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにさせていただきます。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	—
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	無期限(2000年1月28日設定)
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには、「一般コース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a> )に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、 <b>0.54%(税抜0.5%)</b> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 ※確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。
--------	--

信託財産留保額	ありません。
---------	--------

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 <b>年0.594%(税抜0.55%)</b> の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
------------------	---

<内訳>

配分	料率(年率)
委託会社	0.3456%(税抜0.32%)
販売会社	0.216%(税抜0.2%)
受託会社	0.0324%(税抜0.03%)
合計	<b>0.594%(税抜0.55%)</b>

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

その他費用・手数料	信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.00216%(税抜0.002%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。 ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人によって見直され、変更される場合があります。
-----------	--

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 手続・手数料等

### ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

- ※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。
- ※法人の場合については上記と異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。
- ※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

# 明治安田日本債券ファンド 〈愛称〉ホワイトウイング

## 【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社  
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) みずほ信託銀行株式会社  
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

## 【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会	
銀行	株式会社北海道銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第1号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会	
証券会社	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	
	静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第10号	日本証券業協会	
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
	SMBC日興証券株式会社 (ダイレクトコース)	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	日本証券業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会	
	カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会	
	高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	日本証券業協会	
	フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	日本証券業協会	
	松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会	
	保険会社	明治安田生命保険相互会社*	登録金融機関 関東財務局長(登金)第123号	日本証券業協会

\* 現在、新規の販売を停止しております。



## 投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

## ※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前 9:00~午後 5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>